令和８年９月

お客さま　各位

上越信用金庫

「相続財産精算人・相続財産管理人・破産管財人口座開設手数料」の改定について

平素は、上越信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和８年 10 月 1 日より、下記のとおり「相続財産精算人・相続財産管理人・破産管財人口座開設手数料」のお取扱いについて変更させていただきます。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１．改定日

令和８年１０月１日（木）

２．改定内容

・下表の預金口座を開設する際は、口座開設手数料を頂戴します。

改　定　前	
相続財産精算人・相続財産管理人・破産管財人　口座開設手数料	１，１００円

※上記金額は消費税を含みます

改　定　後	
相続財産精算人・相続財産管理人・破産管財人・遺言執行者・遺産整理受任者名義の新規口座開設および前述以外で『財産の一時管理を目的とする新規口座開設』に係る開設時の手数料	２２，０００円

※上記金額は消費税を含みます

以上

上越信用金庫